

田舎館村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年10月11日(火) 午前8時57分から9時59分

2 開催場所 田舎館村役場3階「第1・2委員会室」

3 出席委員

農業委員(10名)

会長	10番	福士	眞規
委員	1番	葛原	慶仁
	2番	菊地	卓朗
	3番	山本	久行
	4番	中山	静子
	5番	鈴木	穰
	6番	福原	義明
	7番	工藤	浩司
	8番	田澤	隆
	9番	白戸	陽平

農地利用最適化推進委員(6名)

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	岩間	孝治
担当区域3	鈴木	秀樹
担当区域4	白戸	卓郎
担当区域5	小山	清孝
担当区域6	鈴木	哲也

4 欠席委員(0名)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記指名

第3 議案第28号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第29号 農用地利用集積計画の決定について

報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 竹内 哲也

事務局次長 佐藤 勝彦

7 会議の概要

事務局 ただいまより、9月の定例総会を開催いたします。
まず、はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会長 一つ、農業委員会は（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会長（会長あいさつ 以下略）

それでは、会議をはじめたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員10名、推進委員6名です。田舎館村農業委員会規則第6条により会議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。2番の菊地卓朗委員と3番の山本久行委員を指名します。書記には、事務局の竹内・佐藤の両名を任命します。

議案に入ります。

議案第28号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第28号について説明いたします。

今月の農地法第3条の許可件数は、所有権移転が1件です。

【議案第28号、所有権移転の整理番号13について説明】

3ページの所有権移転の整理番号13については、田舎館小学校から東側約740mに位置する農地であります。

これまで、譲渡人がりんごの栽培を行ってきた場所ではありますが、高齢のため栽培が困難となってきたことから、

同じ大根子地区の方を通して、譲受人へ所有権移転することとなったものであります。

以上、これらの案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で、議案の説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第28号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、議案第28号は議案のとおり決定することとします。

次に、議案第29号に入る前に、農業委員会に関する法律第31条及び田舎館村農業委員会会議規則第10条により、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますので、9番の白戸陽平委員は、審議終了までの退席をお願いします。

(9番 白戸陽平委員 退席9:04)

議案第29号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

田舎館村長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 今月の案件は、所有権移転が5件、賃貸借権設定が3件です。

【議案第29、所有権移転の整理番号25～29、賃貸借権設定の整理番号47～49について説明】

5ページの所有権移転の整理番号25については、前田屋敷地区から北西約320mに位置する農地であります。

この農地は、遊休農地に該当するため、意向調査によるマッチング活動を行っていた場所ではありますが、譲受人からの申出により、所有権移転することとなったものであります。

5ページの整理番号26、27と6ページの整理番号28については、二津屋地区コンビニエンスストアから北北西約450m～620mと高田地区から北側約490mに位置する農地であります。

経営規模拡大のため、譲受人が取得するものであります。

整理番号29については、二津屋地区コンビニエンスストアから北北西約450mに位置する農地であります。

経営規模拡大のため、譲受人が取得するものであります。

7ページの賃貸借権設定の整理番号47については、十二川原地区から西側約300mに位置する農地であります。

賃貸人のあっせんの申出により、マッチング活動の結果、賃借人がメロンの作付けのため、借りるものであります。

整理番号48については、土矢倉集会所から南側約60mに位置する農地であります。

これまで、別の方が親の代から借りていた農地ではありますが、耕作が困難となったことから、隣接地を耕作する賃借人が経営規模拡大のため、借りるものであります。

8ページの整理番号49については、役場から西南西約720mに位置する農地であります。

中間管理事業による賃貸借権設定の更新であります。

以上の経営内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。

議案第29号に対して、意見、質問等ありませんか。

委員（6番 福原義明委員）

整理番号26～29について、高田ほ場整備事業に係る土地ですか。

事務局（竹内）

はい、そうです。

委員（6番 福原義明委員）

中間管理事業に関する土地ですか。

事務局（竹内）

はい、そうです。

今月、解約の報告にあります。

委員（6番 福原義明）

高田地区ほ場整備事業の面積の配分後の単価を10a当り30万円を決めていると思う。（換地処分により面積増減がある場合）

この単価だと安く売買していると思うが。

会長 暫時、休憩いたします。

（休憩）

休憩を解き、会議を再開します。

売買については、双方の協議により単価が決まるため、農業委員会の判断で、この単価だと良い、ダメとかはないと思うが。

議案第29号に対して、他にありませんか。

委員（6番 福原義明委員）

高田地区ほ場整備事業の役員会等で確認するので、待ってもらえないか。

会長 それでは、整理番号26～29を除く案件について、許可する事で良いかお諮りします。

許可してよろしいでしょうか。

委員 はい。

会 長 それでは、議案第29号は議案のとおり、整理番号26～29を除き、許可することとします。なお、整理番号26～29については、高田地区は場整備事業関係者に確認し、来月の総会で再審議の場合は、審議したいと思います。

(9番 白戸陽平委員 着席9:48)

次に、報告第15号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてを議題といたします。

農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。

事務局 報告第15号について説明いたします。

【報告第15号について説明】

会 長 只今の報告について、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、報告第15号を終わります。
以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。
ありがとうございました。

前記のとおり会議の次第を記録し、相違ないことを認証し署名押印する。

令和4年10月11日

田舎館村農業員会

会 長

福 士 真 規 

議事録署名者

委 員

菊 地 卓 朗 

委 員

山 本 久 行 